

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (四〇〇)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (四〇一)
- 司法試験受験手数料令の一部を改正する政令 (四〇二)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 (四〇三)
- 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (四〇四)
- 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 (四〇五)
- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (四〇六)

五

三

二

三

(省 令)

- 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 (総務一六五)
- 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令 (同一六六)
- 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令 (総務・経済産業・国土交通一)
- 法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令 (外務一三)

五

五

五

五

五

五

五

(告 示)

- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件 (総務五五六)
- 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 (同五五七)
- 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 (同五五八)
- 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示 (同五五九)
- 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (総務・経済産業・国土交通一)
- 法務省における電子情報処理組織を使用して行うことができる関係行政機関の所管する法令の規定に基づく行政手続等を定める件を廃止する件 (法務五七三)
- 二十六年の国際熱帯木材協定の効力発生に関する件 (外務四〇七)

六

六

七

七

七

七

七

七

○平成五年労働省告示第五号(職業能力開発促進法施行規則第二十九条の四第一項の規定に基づく職業訓練を無料とする求職者)の一部を改正する件(厚生労働四六三)

八

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第四〇〇号)(外務省)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二二号)のうち、在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分は、平成二十四年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(政令第四〇一号)(外務省)

- 1 在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分を削ることとした。(別表第一及び別表第二関係)
- 2 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 3 この政令は、平成二十四年一月一日から施行することとした。

◇司法試験受験手数料令の一部を改正する政令(政令第四〇二号)(法務省)

- 1 司法試験及び司法試験予備試験の電子出願による受験手数料の規定を削除することとした。(第一条及び第二条関係)
- 2 旧司法試験の受験手数料に関する規定を削除することとした。(第三条関係)
- 3 この政令は、平成二十四年二月一日から施行することとした。

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四〇三号)(法務省)

- 1 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証の申請手続及び認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法の変更の認証の申請手続について、電子申請による手数料の規定を削除することとした。(第二条関係)
- 2 この政令は、平成二十四年一月七日から施行することとした。

◇民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四〇四号)(法務省)

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三六号)の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。こととした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(政令第四〇五号)(総務省)

- 1 消防法別表第一類の項の物品の物品欄に掲げる物品として炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を追加することとした。(第一条関係)
- 2 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を新たに設けることとした。(第一条関係)
- 3 エタノール又はエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備等に係る技術上の基準の特例を、総務省令で定めることができるようにすることとした。(第一七条及び第二七条関係)
- 4 二酸化炭素消火設備を不活性ガス消火設備に改めることとした。(別表第五関係)
- 5 この政令は、平成二十四年七月一日から施行することとした。ただし、3については平成二十四年一月一日から、4については平成二十四年三月一日から、2、6の浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所に関する部分及び7については平成二十四年四月一日から、それぞれ施行することとした。(附則第一条関係)
- 6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第二條、第一二条関係)
- 7 地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行うこととした。(附則第一三條関係)

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(政令第四〇六号)(厚生労働省)

- 1 平成二十四年度及び平成二十五年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・五とする。こととした。
- 2 この政令は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(政令第四〇七号)(厚生労働省)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一〇五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の厚生労働省関係政令等について所要の規定の整備等を行うこととした。(第一条、第一二条関係)
- (一) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七四号)
- (二) 医療法施行令(昭和二十三年政令第三二八号)
- (三) 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七八号)
- (四) 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二二九号)
- (五) 理容師法施行令(昭和二十八年政令第三二二号)
- (六) 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二七七号)
- (七) 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第一五二号)
- (八) 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第一〇三号)
- (九) 薬事法施行令(昭和三十六年政令第一一七号)
- (一〇) 母子保健法施行令(昭和四〇年政令第三八五号)
- (一一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第一六四号)
- (一二) 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第一四六号)

2 この政令は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇二十六年の国際熱帯木材協定(条約第一八号)(外務省)

この協定は、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営の促進を目的として、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組みについて定めるものである。この協定は、前文、本文四六箇条、末文及び二の付表から成る。その概要は、次のとおりである。

- 1 目的(第一章)
- この協定は、次のこと等により、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進することを目的とする。(第一条関係)
- (一) 加盟国間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。
- (二) 持続可能であるように経営されている供給源からの熱帯木材の輸出を達成するための加盟国の能力を高めること。
- (三) 熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対する処するための加盟国の能力を強化すること。
- (四) 国際熱帯木材機関(第三章から第六章まで)
- (一) この協定の運用のため、千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された機関は、存続すること、本部は横浜に置くこと、機関の加盟国は加盟生産国及び加盟消費国に区分されること等について規定している。(第三条及び第四条関係)
- (二) 機関の最高機関である理事会は全ての加盟国の権限、任務、会合、票の配分、投票手続、定足数等について規定している。(第六条から第一二条関係)
- (三) 機関は法人格を有すること、機関並びに機関の事務局長及び職員等の地位、特権及び免除については、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が引き続き適用されること等について規定している。(第一七条関係)
- (四) 機関の運営及び活動のため、運営助定、特別助定及びパリ・パートナーシップ基金並びに理事会が必要と認める他の助定を置くこと、並びにこれらの助定についてその構成、費用の負担方法、支払の形式及び会計検査等について規定している。(第一八条から第二三三條関係)

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)
第十三条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表十六の項の2の2中「(という。)」の下に「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(亦において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)」を加え、同項の2の水の中「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の下に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

総務大臣 川端 達夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百六号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「(平成二十四年度及び平成二十五年度における後期高齢者負担率)」に改め、同条中「平成二十二年度及び平成二十三年度」を「平成二十四年度及び平成二十五年年度」に、百分の十・二六を「百分の十・五一」に改める。

附則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二条の二第一項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

(医療法施行令の一部改正)

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条の表第十二条第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八条ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。
第四条の五の表第三条の二の項中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。
第五条の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に、「算定標準」を「算定基準」に改める。

第五条の三第二項及び第五条の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。
(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三十条第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改め、同条第三号中「第三十五条第二号若しくは第三号」を「第三十五条第三号若しくは第四号」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項を次のように改める。
都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備
二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五十五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区」を加える。

一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号) 第四条第三号
二 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号) 第四条第三号

(旅館業法施行令の一部改正)

第八条 旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第二号八中「かき」を「鏝」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区以下同じ。)」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。
第五条中「第二十二号第二号又は第三号」を「第二十二号第三号又は第四号」に改める。

（業事法施行令の一部改正）

第八條 業事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「取扱処方箋数の届出」に改め、同条中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「処方せん」を「処方箋」に改め、「都道府県知事」の下に「その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五條第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」を加え、同条ただし書中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改める。

第四條第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十六條及び第二十七條第一項において同じ。）を、」都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第五條第四項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を、」都道府県知事の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

5 第八十條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。次条及び第七條において同じ。）の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「総括製造販売責任者（法第十七條第二項に規定する総括製造販売責任者をいう。以下同じ。）がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とす。

第六條第五項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を、」都道府県知事の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

6 第八十條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項及び第四項中「住所の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「総括製造販売責任者（その業務を行う事務所の所在地の都道府県知事）」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

第七條第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を、」都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該許可を受けた市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その住所の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「当該許可を受けた都道府県知事」とする。

第八條第二項中「又は第二項（第一号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を、」都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品の製造販売をする薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十條第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造販売業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十一條第二項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十六條において同じ。）を、」都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、同条に次の一項を加える。

3 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第一項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第十二條第四項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、」都道府県知事の下に「（製造所の所在地の都道府県知事）」と、都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地の都道府県知事）」と、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

第十三條第五項中「又は第二項（第三号に係る部分に限る。）を削り、」により都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）を加え、」都道府県知事の下に「（製造所の所在地の都道府県知事）」と、都道府県知事の下に「（薬局製造販売医薬品を製造する薬局の所在地の都道府県知事）」と、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第八十條第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項から第四項までの規定の適用については、第二項及び第四項中「都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘案して別に政令で定める額」とあるのは、「地方自治法第二百二十七條の規定に基づき、条例で定めるところにより、」とする。

(母子保健法施行令の一部改正)

第九條 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「(国又は都道府県の費用の負担)」に改め、同条中「第二十一條の三」を「第二十一條の二又は第二十一條の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四條の二十八第一項中「身体障害者福祉司」というの設置の下に「同法第十二條の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の三十の三第一項中「及び同法第十三條第一項」を「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司」というの設置の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に「同法第十二條の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第七十四條の四十九の八第一項中「及び同法第十三條第一項」を「同法第十三條第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第十一條 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一(薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号))の項を次のように改める。

Table with multiple columns and rows detailing amendments to the Pharmaceutical Affairs Law Enforcement Order. It lists various items and their corresponding amendments across different sections.

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十二條 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項を次のように改める。法別表第一第七十七号(一)に規定する政令で定めるものは、薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十二條第一項(製造販売業の許可)又は同法第八十三條第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する同法第十二條第一項の許可で、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十條第一項(都道府県等が処理する事務)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

又は同令第八十三條(動物用医薬品等)の規定により同法第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)

(美容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法施行令第四号第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令(以下この条において「新旅館業法施行令」という。)第一条第一項第十一号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第二項第十号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第三項第七号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

4 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第四項第五号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(薬事法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行令(以下この条において「旧薬事法施行令」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は第八条の規定の施行の際現に旧薬事法施行令の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法施行令(以下この条において「新薬事法施行令」という。)の適用については、新薬事法施行令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第八条の規定の施行前に旧薬事法施行令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法施行令の相当規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行令の規定を適用する。

総務大臣 川端 達夫
財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

条 約

二千六年の国際熱帯木材協定をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

条約第十八号

二千六年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締約国は、

(a) 新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ並びに国際連合貿易開発会議(第十一回会期)が採択したサンパウロ精神及びサンパウロ合意を想起し、

(b) 千九百八十三年の国際熱帯木材協定及び千九百九十四年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果(熱帯木材の国際貿易を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を含む)を認め、

(c) さらに、二千二年九月に持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画、二千年十月に設立された国際連合森林フォーラム及びこれに関連する森林に関する協調パートナーシップ(国際熱帯木材機関が構成員であるもの)の設立、千九百九十二年六月に国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明(以下「原則1(a)」に定めるところ)により、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又は自国の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、

(d) 諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有すること並びにすべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明(以下「原則1(a)」に定めるところ)により、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又は自国の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、

(e) 木材生産国の経済に対する木材及び関連する貿易の重要性を認め、

(f) 持続可能な森林経営との関連において森林がもたらす地域的、国家的及び地球規模における多面的な経済上、環境上及び社会上的便益(木材、非木材林産物、環境サービス等)の重要性並びに持続可能な開発、貧困の軽減及び開発に関する国際的な目標(ミレニアム宣言にうたわれている目標を含む)の達成に対する持続可能な森林経営の貢献を認め、

(g) さらに、すべての加盟国が自国の森林の持続可能な経営に向けての進捗、状況を評価し、監視し、及び促進する重要な手段として、持続可能な森林経営のための比較可能な基準及び指標を促進し、及び適用する必要性を認め、

(h) 熱帯木材貿易、国際木材市場及び一層広範な世界経済の間の相互関係並びに国際木材貿易の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、

進捗、及び適用する必要性を認め、

○厚生労働省令第四百十九号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十四条の四の改正規定の次に次のように加える。
第三十三条第二項中「第六條第二項」を「第七條第一項」に改める。
第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の改正規定の次に次のように加える。

○厚生労働省令第五百十号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令等の整備に関する省令（平成二十三年政令第四百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日
厚生労働大臣 小宮山洋子
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（児童福祉法施行規則の一部改正）
第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第十八条の次に次の一条を加える。
（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）
第十八条の二 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。
前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定の更新について準用する。
第二十五条の二十一の次に次の一条を加える。

第三十六条の二中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。
第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九十条の改正規定の次に次のように加える。
第九十四条第一項及び第六項中「第三條第二項各号」を「第三條第三項の都道府県で定める条例」に改める。
附則第五条のうち児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の第六條第十三号、第六條の八第一項、第二十五條の二十八第二項第六号、第三十六條の三十五第一号から第三号までの規定並びに第三十六條の三十八第一項第六号及び第二項の改正規定の次に次のように加える。
第二十四条第五項中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。
第二十五条第一項第一号の二中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。
附則第六條の次に次の一条を加える。
（社会福祉法施行規則の一部改正）
第六條の二 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
第十六條第一項第三号へ中「第十條第一項第五号」を「第十條第一項第四号」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）
第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。
前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定の更新について準用する。
（食品衛生法施行規則の一部改正）
第二条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第三十六条を次のように改める。
第三十六条 令第八條第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、デンプンフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八條第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。
第三十七條中「第八條第二項」を「第八條第三項」に改める。
（医療法施行規則の一部改正）
第三条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
第一条の十四第一項第十二号の二中「第二十一條第一項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え、「及び第二十一條第一項に掲げる施設」を削り、同条第五項第二号中「第二十一條第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「及び第二十一條の四第一項に掲げる施設」を削る。
第二条の二中「都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床を療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たっては」を「法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は」に改める。
第六条の五の次に次の一条を加える。
第六條の六 法第十八條の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。
第七條中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「第十八條但書」を「第十八條ただし書」に改める。
第十六條第一項第十二号中「病院にあつては法第二十一條第一項第一号に規定する消毒施設のほか」に必要な消毒施設を、診療所にあつては「を削る。
第十九條第一項中「歯科医師、看護師その他の従業者」を「及び歯科医師」に改め、同項第三号から第八号までを削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「取扱処方せん」を「取扱処方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 法第二十一條第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

- 一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

第百四十二条中、第六条、第十五条の四第二項及び第十六条第四項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と、及び「第十六条第三項中」されている都道府県知事」とあるのは「されている都道府県知事(その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」とを削る。

第百四十四条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第百四十五条中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第百四十六条中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第百八十一条第一項第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

様式第一及び様式第二中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と改める。

様式第三注意4及び様式第四注意5中「又は都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と改める。

様式第五中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第六注意4中「又は都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と改める。

様式第七中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第八注意4中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と改める。

様式第九、様式第十(一)及び様式第十一中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第十二中「地方厚生局長」を「地方厚生局長、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第十三中「地方厚生局長」を「地方厚生局長、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第十四及び様式第十五中「地方厚生局長」を「地方厚生局長、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第十五注意5中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と改める。

様式第二十二(一)及び様式第二十三(一)中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第二十二(一)及び様式第二十三(一)中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第二十四(一)「様式第二十九(一)及び様式第四十中」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」を「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」と改める。

様式第百三第二面から第4面までを次のように改める。

第2面

薬事法(昭和35年法律第145号)抜すい
(立入検査等)

第69条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者(以下この項において「製造販売業者等」という。)が、第12条の2、第13条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)、第14条第2項、第9項若しくは第10項、第14条の3第2項、第14条の9、第14条の13、第15条第1項、第17条(第40条の3において準用する場合を含む。)、第18条第1項若しくは第2項(第40条の3において準用する場合を含む。)、第19条(第40条の3において準用する場合を含む。)、第22条、第23条(第40条の3において準用する場合を含む。)、第40条の2第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)、第40条の4、第46条第1項若しくは第4項、第58条、第68条の2、第68条の8第1項、第68条の9第1項若しくは第6項から第8項まで、第77条の3第1項若しくは第2項、第77条の4、第77条の4の2第1項、第77条の4の3、第77条の5第1項若しくは第4項から第6項まで若しくは第80条第1項の規定又は第71条、第72条第1項から第3項まで、第72条の4、第73条若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第70条第1項、第72条第4項、第72条の2第1項、第72条の4、第73条、第75条第1項、第76条及び第81条の2において同じ。)は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者(以下この項において「販売業者等」という。)が、第5条、第7条、第8条(第40条第1項において準用する場合を含む。)、第9条(第40条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)、第9条の2、第9条の3、第10条(第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第11条(第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。)、第26条第2項、第27条から第29条の3まで、第30条第2項、第31条から第33条まで、第34条第2項若しくは第3項、第35条から第36条の2まで、第36条の5

第3面

- から第37条まで、第39条第3項、第39条の2、第39条の3第2項、第40条の4、第45条、第46条第1項若しくは第4項、第49条、第57条の2、第68条の9第2項、第5項若しくは第8項、第77条の3、第77条の4第2項、第77条の4の2第2項若しくは第77条の5第3項、第5項若しくは第6項の規定又は第72条第4項、第72条の2、第72条の4から第74条まで若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 都道府県知事は、薬局開設者が、第8条の2第1項若しくは第2項又は第72条の3に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前3項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。
- 5 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に関し、報告をさせ、又は当該職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 6 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は取去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

第4面

の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 7 第1項から第4項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(廃棄等)
- 第70条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う者に対して、第43条第1項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第2項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療機器、第44条第3項、第55条(第60条、第62条、第64条及び第68条の5において準用する場合を含む。)、第56条(第60条及び第62条において準用する場合を含む。)、第57条第2項(第60条及び第62条において準用する場合を含む。)、第65条若しくは第68条の6に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第23条の4の規定により製造販売の認証を取り消された医薬品若しくは医療機器、第74条の2第1項若しくは第3項第2号(第75条の2第2項において準用する場合を含む。)、第4号若しくは第5号(第75条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定により製造販売の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第15条の3の規定により第14条の3第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。))の規定による製造販売の承認を取り消された医薬品若しくは医療機器又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
- 3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第6項の規定を準用する。
(廃棄等)
- 第76条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の4の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

第5面

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
- 3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第5項の規定を準用する。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
- 第81条の2 第69条第2項及び第72条第4項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。
- 2 (略)

第2面

薬事法(昭和35年法律第145号)抜すい

(立入検査等)

第69条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第12条の2、第13条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第14条第2項、第9項若しくは第10項、第14条の3第2項、第14条の9、第14条の13、第15条第1項、第17条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第2項（第40条の3において準用する場合を含む。）、第19条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第40条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第40条の4、第46条第1項若しくは第4項、第58条、第68条の2、第68条の8第1項、第68条の9第1項若しくは第6項から第8項まで、第77条の3第1項若しくは第2項、第77条の4、第77条の4の2第1項、第77条の4の3、第77条の5第1項若しくは第4項から第6項まで若しくは第80条第1項の規定又は第71条、第72条第1項から第3項まで、第72条の4、第73条若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前3項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者

第 3 面

若しくは修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

5・6 (略)

7 第1項から第4項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(機構による立入検査等の実施)

第69条の2 厚生労働大臣は、機構に、前条第1項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第4項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第1項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4 前項に規定する機構の職員は、第1項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第80条の5 厚生労働大臣は、機構に、第80条の2第7項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 前項の立入検査又は質問については、第69条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

〔放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部改正〕
第六条 放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表第二条第六項及び第七項第一号イの項を削り、同表第二条第四項第二号の項の次に次のように加える。

第二条第六項	厚生労働大臣の承認	その薬局の所在地が都道府県知事(昭和二十二年法律第百一十号)以下「保健所を設置する市」という)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長の承認
第二条第七項第一号イ	厚生労働大臣の承認	その薬局の所在地が都道府県知事(昭和二十二年法律第百一十号)以下「保健所を設置する市」という)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長の承認

第十五条第一項の表第十條第三項、第十三條の項中「都道府県知事」の下に「その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」を加える。
(母子保健法施行規則の一部改正)
第七条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条において同じ。)」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第十四条第二項中「都道府県、指定都市、中核市、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

様式第一号(一)及び様式第一号(二) 中

上記のとおり決定する。
平成 年 月 日

保健所設置
(保健所設置)
氏 氏

保健所長
氏

事
市長又は特別区長
名
名
名
名

上記のとおり決定する。
平成 年 月 日

市町村長
氏

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第八条及び第九条の規定による基準

二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準

三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第三条中「最低基準」の下に「(社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準をいう。)」を加える。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第十三条 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改める。

第三十四条の二十の次に次の一条を加える。

(法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項(法第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

第三十四条の二十四の次に次の一条を加える。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正)

第十四条 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。))第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第五条第一項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))及び第二項(第三十九条及び附則第十条において準用する場合を含む。))、第六条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第十一条、第三十七条、附則第六条並びに附則第十四条の規定による基準

二 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第三十六条第三項第一号及び第四項第一号、附則第五項第三項第一号及び第四項第一号並びに附則第十三条第三項第一号及び第四項第一号の規定による基準

三 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条第一項及び第二項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))、第十七条第三項及び第四項(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに第三十三条(第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))の規定による基準

四 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第三十五条、附則第四条及び附則第十二条の規定による基準

五 法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五条中「社会福祉法」を「法」に改める。

第十条第二項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、当該を「指定都市又は中核市にあつては」に改める。

第三十一条第五項中「社会福祉法」及び「同法」を「法」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで及び第十四条の規定並びに附則第二条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（業事法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三條 第五條の規定の施行前に同条の規定による改正前の業事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならぬ事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がなされていないものについては、これを、同条の規定による改正後の業事法施行規則（以下この項において「新業事法施行規則」という。）の相当規定により地域保健法（昭和二十二年法律第九十一号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出をしなければならない事項についてその手続がなされていないものとみなす、新業事法施行規則の規定を適用する。

2 第五條の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第五條の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（母子保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四條 第七條の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の母子保健法施行規則第九條第一項の申請は、第七條の規定による改正後の母子保健法施行規則第九條第一項の申請とみなす。

2 第七條の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 第七條の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第五條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改める。

第十九條の見出し中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「第九條第一項及び第二項」に改める。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六條 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「第十九條第一項第四号」を「第十九條第二項第二号」に改める。

附則第二十二條中「第二十一條第一項第二号及び同条第二項第二号から第四号」を「第二十一條第二号から第四号」に改める。

附則第二十三條中「第二十一條第二項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師及び看護補助者その他の業務に従事する者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の標準」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第七條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）」の項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び」

運管に関する基準」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八條 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に、「最低基準」を「基準」に改め、同条第三項中「最低基準」を「基準」に改める。

告示

○総務省告示第五百五十六号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十五号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総務府令第五十五号）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十一日 総務大臣 川端 達夫

（危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件）

第一条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「日本工業規格G三三九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ブローンアスファルト」の下に「であつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間隙が生じないための配管との附着性能を有するもの」を加え、同号ロ中「日本工業規格G三三九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ガラスマット」の下に「であつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの」を加え、同条第二号中「日本工業規格G三三九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する」を「次に掲げる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

- イ 配管の外面にプライマーを塗装し、その表面に前号イの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号ロの覆装材を巻き付けること。
 - ロ 塗覆装の厚さは、配管の外周から厚さ三・〇ミリメートル以上とすること。
- 第四条の二十三の次に次の七条を加える。
- （浮き蓋の浮力を有する構造）
- 第四条の二十三の二 規則第二十二條の二第一号ロの告示で定める浮力を有する構造は、第四条の二十二第一号イ及びロの規定の例によるものとする。この場合において、同号イ及びロ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。
- （損傷を生じない一枚板構造の浮き蓋とする特定屋外貯蔵タンク）
- 第四条の二十三の三 規則第二十二條の二第一号ハの告示で定める特定屋外貯蔵タンクは、第四条の二十一の三に規定するものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。
- （浮き蓋に作用する荷重等）
- 第四条の二十三の四 規則第二十二條の二第一号ハの告示で定める液面揺動により損傷を生じない構造は、第四条の二十一の四の規定の例によるものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。
- （浮き蓋の溶接方法）
- 第四条の二十三の五 規則第二十二條の二第二号二の告示で定める溶接方法は、第四条の二十二第一号ハの規定の例によるものとする。この場合において、同号ハ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

